

1 毎月勤労統計調査特別調査の説明

(1) 調査の目的

この調査は、常用労働者1～4人の事業所における賃金、労働時間等を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査」を補完することを目的としています。

(2) 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類の鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（家事サービス業、外国公務を除く。）に属し、かつ平成16年7月31日現在1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する約900事業所について調査を行いました。

(3) 調査事項の定義

ア 常用労働者

調査期日（平成16年7月31日）現在、当該事業所に在籍している者で、次のいずれかに該当する者です。

(ア) 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

(イ) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で、前2か月（5月及び6月）にそれぞれ18日以上雇われた者

イ きまって支給する現金給与額

労働契約や事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月同じように支給する給与のことです。

ウ 特別に支払われた現金給与額

きまって支給する給与以外に現金で支払われた給与のことで、夏季又は年末の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与のことです。

エ 実労働時間

労働者が実際に労働した時間のことです。早出時間、残業時間、手待時間を含みますが、休憩時間は除きます。

オ 出勤日数

本来の業務遂行のため実際に出勤した日数のことです。

(4) 利用上の注意

ア 統計表などの産業名については、地方調査と同じ名称、範囲を用いています。

イ この調査結果の集計は厚生労働省大臣官房統計情報部において行っており、ここに愛知県分を掲載しました。

ウ 日本標準産業分類の改訂（平成14年3月）に伴い、平成16年調査から改訂後の産業分類に基づき表彰しています。